

## 申立手数料・予納郵便切手等一覧表(少額訴訟債権執行)

東京簡易裁判所民事第9室

申立て内容	手数料	予納郵便切手							合計	執行費用として認められる額
	収入印紙	500円	100円	84円	50円	10円	2円			
<b>債権差押処分(債権者, 債務者, 第三債務者各1名)</b>	<b>4,000円</b>	<b>7枚</b>	<b>5枚</b>	<b>10枚</b>	<b>5枚</b>	<b>20枚</b>	<b>20枚</b>	<b>5,330円</b>	<b>3,196円(陳述催告あり) 2,586円(陳述催告なし)</b>	
債権者1名増えるごとの加算	4,000円※									
債務者1名増えるごとの加算	4,000円※	2枚	2枚				2枚	1,204円	1,204円	
債務名義1通増えるごとの加算	4,000円※									
第三債務者1名増えるごとの加算(陳述催告あり)	なし	3枚	2枚	1枚	2枚	1枚	2枚	1,898円	1,814円	
第三債務者1名増えるごとの加算(陳述催告なし)	なし	2枚	2枚				2枚	1,204円	1,204円	

※例えば債務者が2名で債務名義が2通のような組み合わせがある場合は、少額債権執行担当までお問合せください。